

2025年度 明和病院における処遇改善計画

勤務医の処遇改善に関する取組事項		
項目	現状	具体的計画 等
夜間・休日の当直についての配慮	当直可能医師の中で、当直回数が公平になるよう配慮	現在も実施、今後も継続。
	当直明け勤務の配慮	当直明けが平日の場合、勤務時間は12時までとしている。
	翌日予定手術のある医師は前日当直にならないよう配慮	現在も実施、今後も継続。
	翌日外来診療ある医師は前日当直にならないよう配慮	現在も実施、今後も継続。
	連続当直を行わない勤務体制	勤務計画上、連続当直を行わないよう勤務を組んでいる。
	非常勤医師の雇用	小児科・産婦人科は非常勤医師による当直を実施。他科に対しても導入していく。
	育児・介護等、必要に応じて当直免除申請あり。	必要に応じて免除申請が可能。
外来縮小の取り組み	保険外併用療養費の設定を近隣よりも高めに設定している。	機能分化をより促進させるため適宜金額の見直しを行う。
その他の配慮	医師事務作業補助者の活用	配置条件を上げるべく、職員の育成・採用を行う。
	前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間	勤務表の作成と勤務時間の管理の確保(勤務間インターバル)。夜勤者の勤務表作成。
	育児短時間・介護短時間勤務制度の導入	医師の働きやすい環境を目指し、育児短時間・介護短時間勤務制度を導入済。
	勤務時間が変更可能	育児などの理由で、勤務時間を変更することができる。
	院内保育所の利用	現行看護部独自で運営実施しているの制度であるが、状況に応じ病児・病後児の保育も行っていけるよう配慮する。
	長時間勤務者への面談実施	直近3ヶ月のうち2ヶ月の超勤時間が80時間超、または100時間超の医師へ上長及び産業医との面談を実施。
看護職員の処遇改善に関する取組事項		
項目	現状	具体的計画 等
労務管理	多様な勤務形態の導入に向けた検討	看護協会が勧める夜勤勤務体制の検討の場の設置
	育児短時間・介護短時間・短時間勤務制度の導入	働きやすい環境を目指し、育児短時間・介護短時間・短時間勤務制度を導入している
	代休取得方法等労務管理の徹底:残業時間の減少	規定に従い勤務時間管理の徹底(院長配信で、委員会、会議の時間内終了の徹底)
院内保育所の充実	病児・病後児保育の実施	今後も継続。
	研修時、臨時、産前・後、育児休暇中の保育所利用	保育所の利用前に説明の実施、希望者に対応する。今後も継続。
	24時間保育の実施(週2回)	必要に応じ、連続して夜間保育を行ない、24時間保育の対応を行なっている。
	保育所行事の開催	入園式、七夕、ハロウィン、クリスマス等季節に合わせ、民間の保育施設と変わらない行事を実施。今後も継続。
休暇	連続休暇の取得	四季休暇の導入で、希望する職員に対し6日の連続休暇の取得。
	入職時で給付与で入職当初から休みやすい環境	有給+四季休暇+メモリアル休暇で17日の休暇を入職日に付与
勤務体制	勤務表の作成時の効率的配置:二交替夜勤明けの翌日の休日	勤務表上による日数管理
	有給+四季休暇+メモリアル休暇の1回/月の確保	勤務表上による日数管理
	連続5日以上勤務は無し	勤務表上による日数管理
	パートナーナース制度の導入	継続実施
	新人・ベテラン勤務者のバランスよい配置体制	シフト表作成時のチェック機能により配置体制の確認
	夜勤免除	妊産婦は申請により夜勤免除を認めている。